

診療所における栄養管理に関する アンケートの結果および課題について

中和保健所 健康増進課 健康づくり推進係

1

背景

- ・在宅療養者のうち、約7割以上が低栄養またはそのおそれがあるという報告*があり、在宅療養者の栄養管理が必要とされている中、訪問栄養指導の実施状況は、低い水準になっている。
- ・県では、栄養ケア・ステーション等も含めた関係機関との連携による、患者の状態に応じた栄養管理や適正な食事提供のための情報共有体制の構築を推進しているところ。



在宅療養者の健康管理を担う診療所における栄養管理の現状や課題を把握し、関係機関と共有・今後の体制整備や支援の充実について検討することで、効果的な連携体制の推進につなげていきたい

*参考：社会保障審議会介護給付費分科会（第220回） 資料5

2

診療所における栄養管理に関するアンケート調査概要

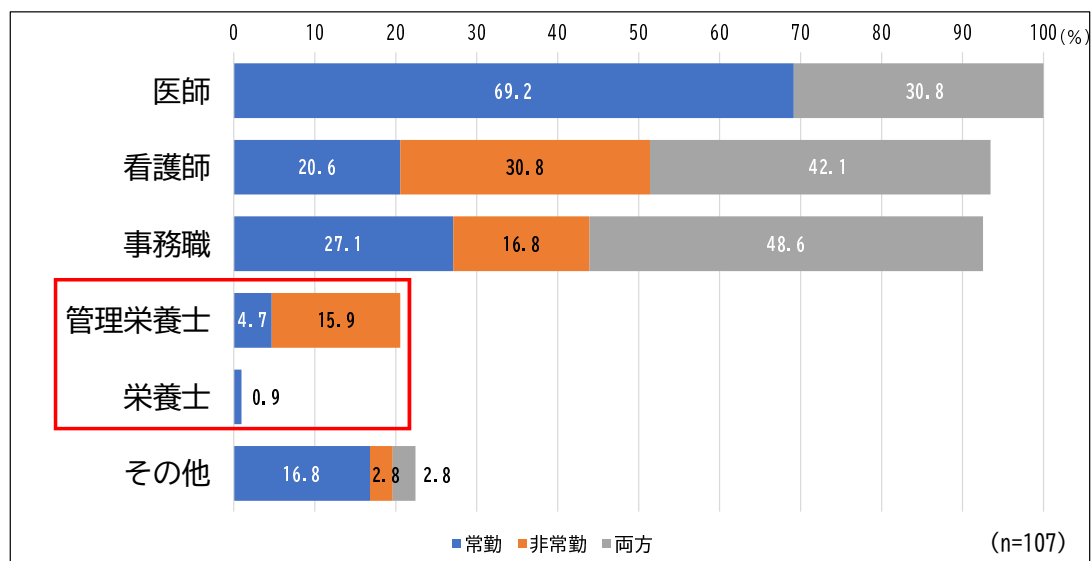
目 的	在宅高齢者のフレイルや低栄養状態に陥ることを防止するため、病院や施設から在宅へ移行した後も必要な栄養管理が継続して提供される体制の構築を目指し、地域における栄養管理の現状及び課題を把握し、今後の体制整備や支援の充実をはかる
実施時期	令和7年 7月～8月
対 象	中和保健所管内の訪問診療*を実施している145診療所
方 法	自記式アンケート票を郵送しFAXおよびQRコードから電子回答にて回収
調査項目	・栄養管理に関する病院との連携状況 ・診療所の栄養管理状況について ・栄養ケア・ステーションについて 他
回 収 率	73.7% (107/145診療所)

*市町村国民健康保険及び後期高齢者制度被保険者データより、2023年度に訪問診療のレセプトが1件以上ある診療所

3

<診療所の現状>

○職員の配置状況

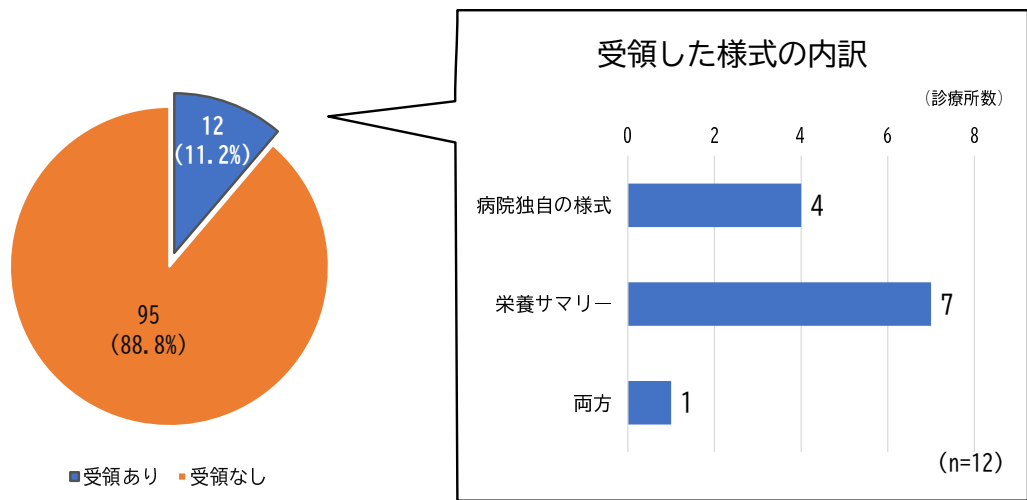


※その他の職種：臨床検査技師、薬剤師、理学療法士、放射線技師など

看護師や事務職の配置状況に対し、管理栄養士約20%、栄養士は約1%と少ない。

4

○病院からの栄養情報提供書の受領状況（診療情報提供書・看護サマリーは除く）



診療所のうち、88.8%が病院から栄養情報提供書を受領したことが「ない」と回答し、受領したことが「ある」診療所は1割程度であった。

○栄養情報提供書の活用状況（自由記載）

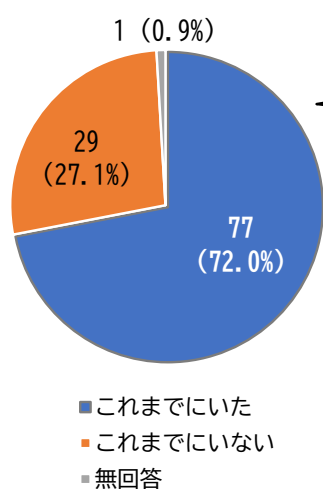
摂取カロリー・必要蛋白質量を参考にする
情報に準じて加察
形態などを参考にしている
次回往診時に指導内容に反映
糖尿病患者の治療
治療方針に使用

病院から栄養情報提供書を受領した診療所では、摂取カロリーや必要たんぱく質量の参考、糖尿病患者の治療・治療方針への活用、次回往診時の指導内容への反映、食形態の調整などに活用されていた。

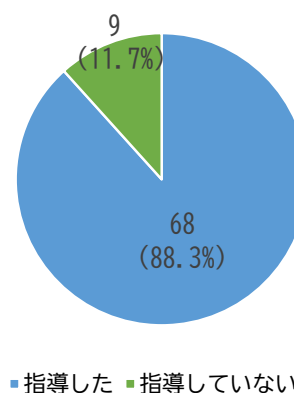
<診療所の栄養指導>

○診療所における栄養管理の状況

栄養管理を必要とする患者の有無



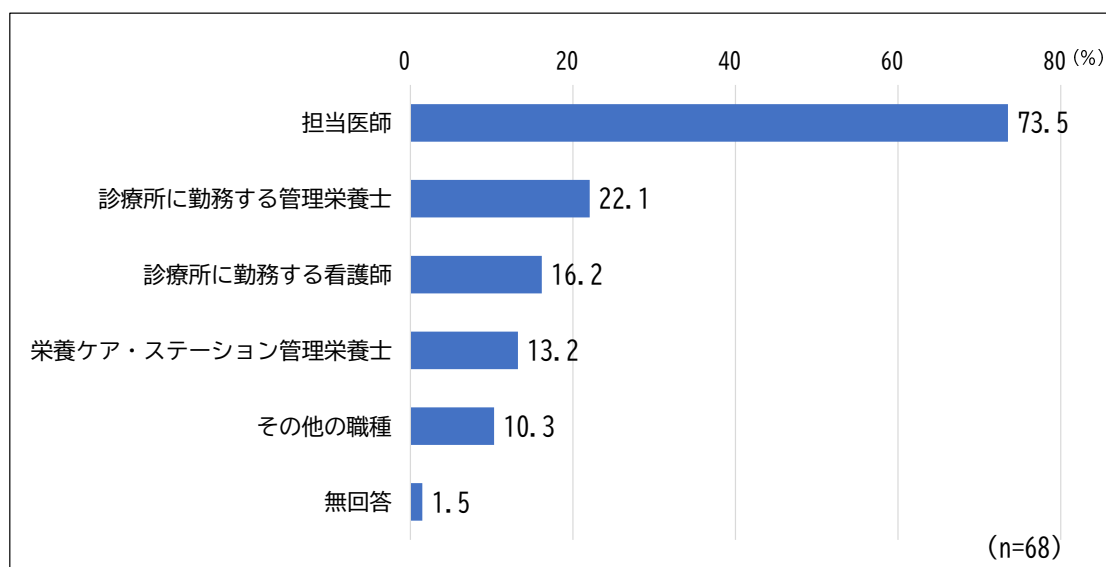
栄養管理の必要な患者への栄養指導状況



診療所において栄養管理を必要とする患者がこれまでに「いた」と回答した施設は72%であり、そのうち88.3%は栄養指導を実施し、11.7%は実施していないと回答した。

7

○栄養管理を必要とする患者へ指導を行った職種（複数回答可）

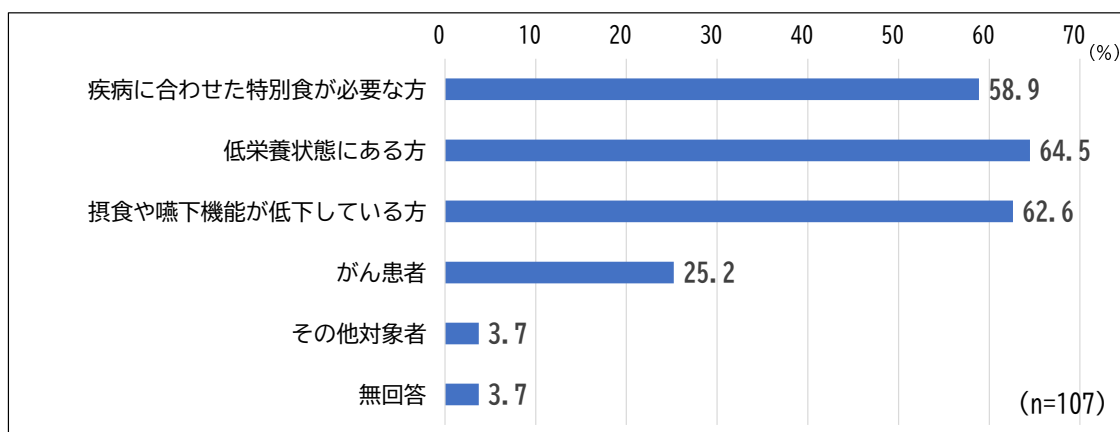


※その他の職種：訪問看護師、派遣管理栄養士など

担当医師が73.5%と最も多く、診療所に勤務する管理栄養士は22.1%、栄養ケア・ステーションの管理栄養士は13.2%と、管理栄養士の指導は約10~20%であった。

8

○診療所における栄養管理を必要と判断する対象者（複数回答可）



※その他の対象：アルコール多飲者、肥満者、食事内容のバランスが悪い方など

診療所で栄養管理を必要と判断する対象者は、「疾病に合わせた特別食が必要な方」、「低栄養状態にある方」、「摂食・嚥下機能が低下している方」でいずれも、約60%程度であった。

【参考】

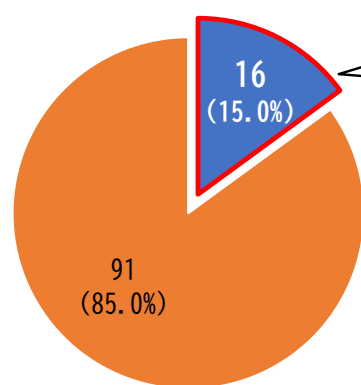
在宅患者訪問栄養食事指導料（医療保険）・居宅療養管理指導（栄養）（介護保険）

…医師の指示に基づき、管理栄養士が患者に対し指導した場合に算定可能。対象は、通院が困難な方で上記項目等に該当する方

9

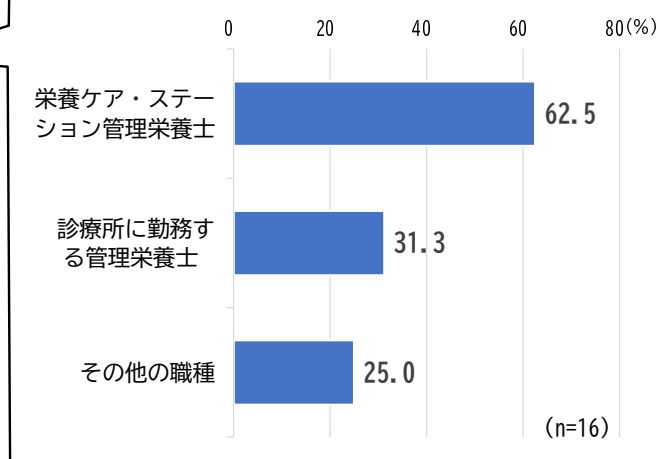
<診療所の訪問栄養指導>

○訪問栄養指導の実施状況



- 訪問栄養指導をしたことがある
- 訪問栄養指導をしたことがない

訪問栄養指導を行った職種（複数回答可）

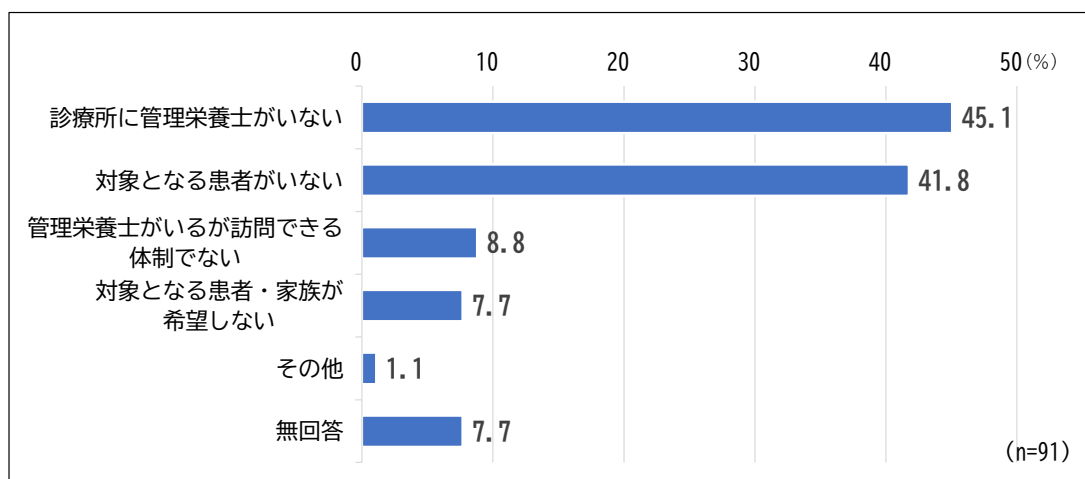


※その他：病院や他院の管理栄養士、個人の管理栄養士など

訪問栄養指導を行っている診療所は15%であった。
指導を行った職種は、栄養ケア・ステーションの管理栄養士が62.5%と最も多く、次いで診療所勤務の管理栄養士が31.3%であった。

10

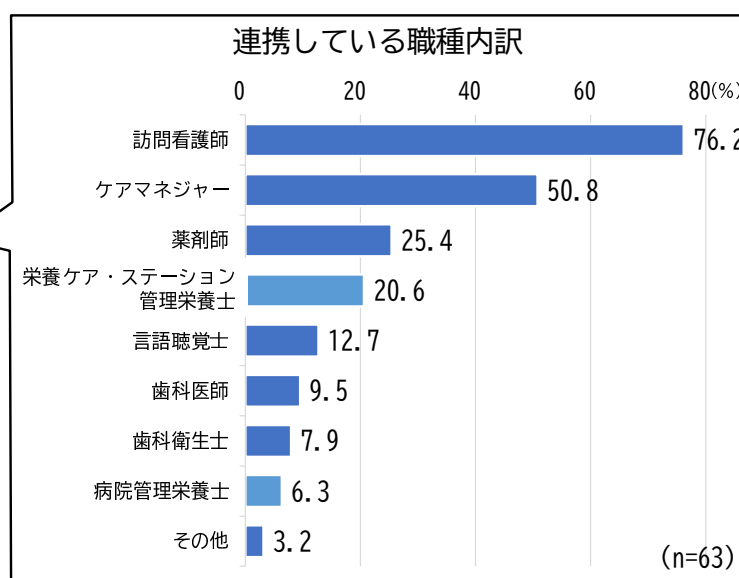
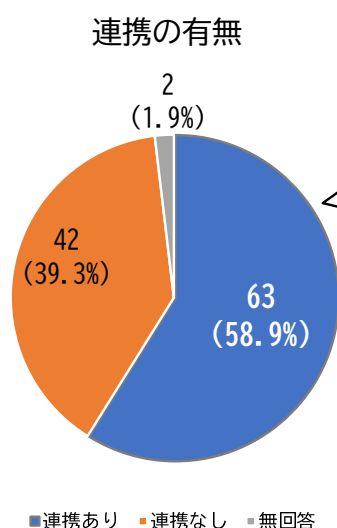
○訪問栄養指導の実施に至らなかった理由（複数回答可）



「診療所に管理栄養士がない」が45.1%と最も多く、3-3で示した栄養管理を必要とする患者へ指導をしていない理由としても挙げられていた。次いで「対象となる患者がない」が41.8%と多かった。

11

○栄養管理を行う上での連携状況



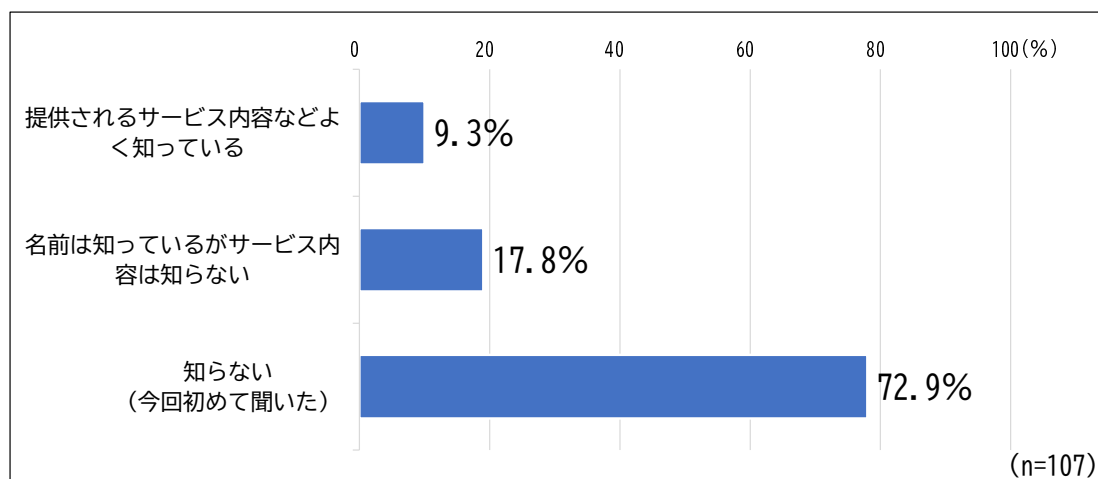
※その他：他院への紹介、派遣管理栄養士など

連携状況では、39.3%が「連携していない」と回答し、58.9%がいずれかの職種と「連携している」と回答した。連携している職種では、訪問看護師やケアマネジャーなど在宅療養職種との連携が多く、栄養ケア・ステーション管理栄養士は20.6%、病院管理栄養士では6.3%であった。

12

<栄養ケア・ステーション>

○栄養ケア・ステーション*の認知状況



*栄養ケア・ステーション

地域住民の食生活を支援する拠点であり、栄養相談や特定保健指導、訪問栄養指導などを通じて地域住民への栄養支援と指導を行っている。

「提供されるサービス内容などよく知っている」と回答したのは、9.3%であり、72.9%が「知らない（今回初めて聞いた）」と回答した。

13

○栄養ケア・ステーションの活用状況

(栄養ケア・ステーションの認知状況で提供されるサービス内容などよく知っている」と回答した診療所のみ)

活用状況	診療所数
栄養や食に関する相談	2
訪問による栄養指導の依頼	6
活用したことがない	2

栄養ケア・ステーションについて、「提供されるサービス内容などよく知っている」と回答した診療所における活用状況では、8ヶ所の診療所で、栄養や食に関する相談、訪問による栄養指導に活用されていた。

活用したことがない理由では、対象となる患者がいない、他の栄養士に直接委託などがあげられた。

14

結果および考察

1. 継続した栄養管理に向けた栄養情報の連携体制の強化

- ・病院から栄養情報提供書を受けたことが「ない」診療所が約90%であり、管理栄養士と診療所の連携は、ほとんどされていない状況
- ・一方で、栄養情報提供書を受けた診療所においては、療養者の治療や指導内容等への積極的な活用がみられた

2. 栄養管理を必要と判断する対象への認識を強化

- ・診療所における栄養管理を必要と判断する対象においては、訪問栄養指導の算定要件である、「特別食が必要な方」「低栄養状態の方」「摂食・嚥下機能が低下している方」で約60%、「がん患者」では約25%にとどまっており、全ての診療所で栄養管理を必要とする対象としては判断されていない状況

⇒栄養サマリー等の栄養情報提供書は療養者の栄養管理のための基礎資料となる。情報連携を強化することで、継続した適切な栄養管理につなげることができる

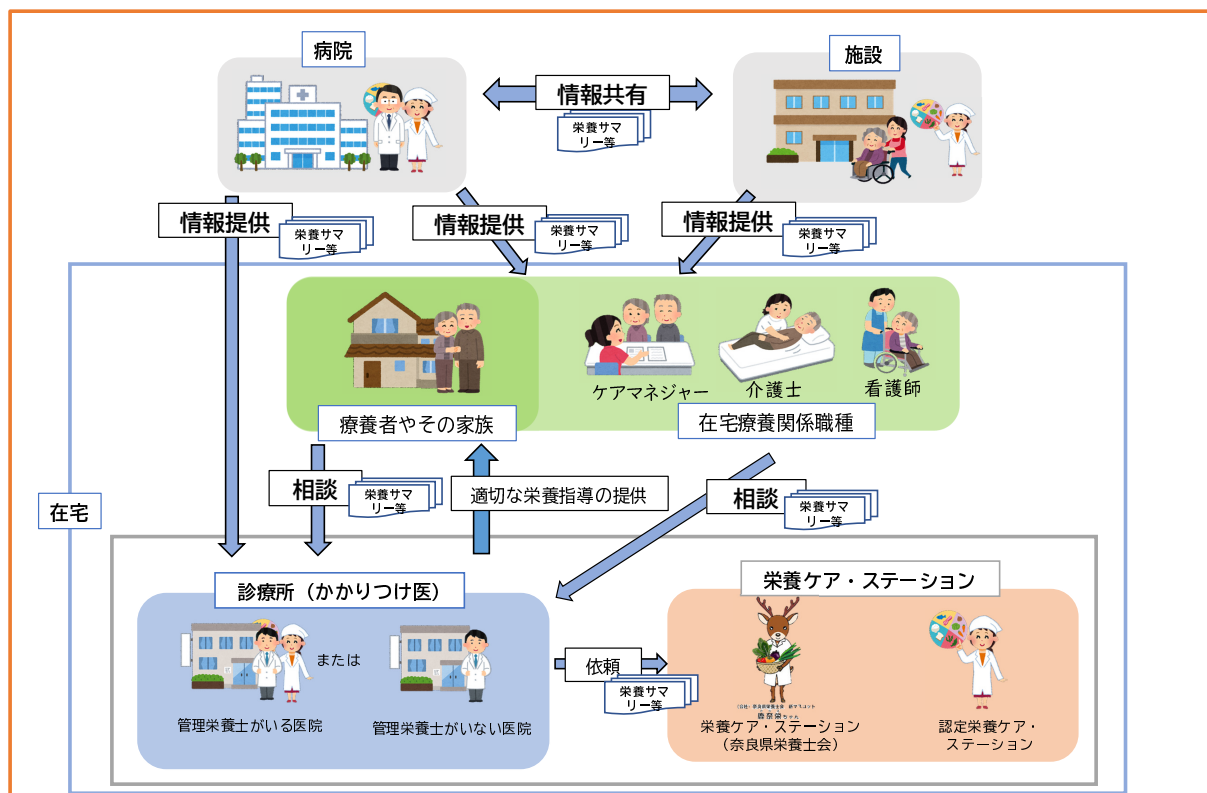
3. 栄養ケア・ステーションの周知

- ・診療所の管理栄養士の配置は20%程度。訪問栄養指導は85%が未実施で、その理由は「管理栄養士がない」が約40%を占める
- ・栄養ケア・ステーションを「知らない」との回答が約70%
- ・一方で、サービス内容をよく知っている診療所では、訪問による栄養指導や相談が積極的に活用されていた

⇒診療所で管理栄養士の配置は難しい状況であるが、栄養ケア・ステーションをよく知る診療所では積極的な活用がみられたため、周知することで栄養指導の機会拡大が期待できる

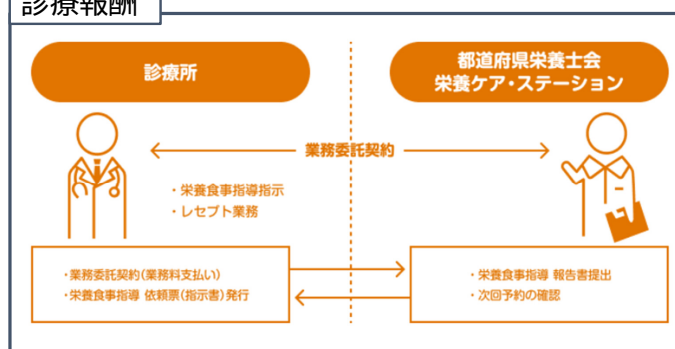
15

継続した栄養管理に向けて実現したい栄養情報の連携体制



栄養ケア・ステーションの利用について

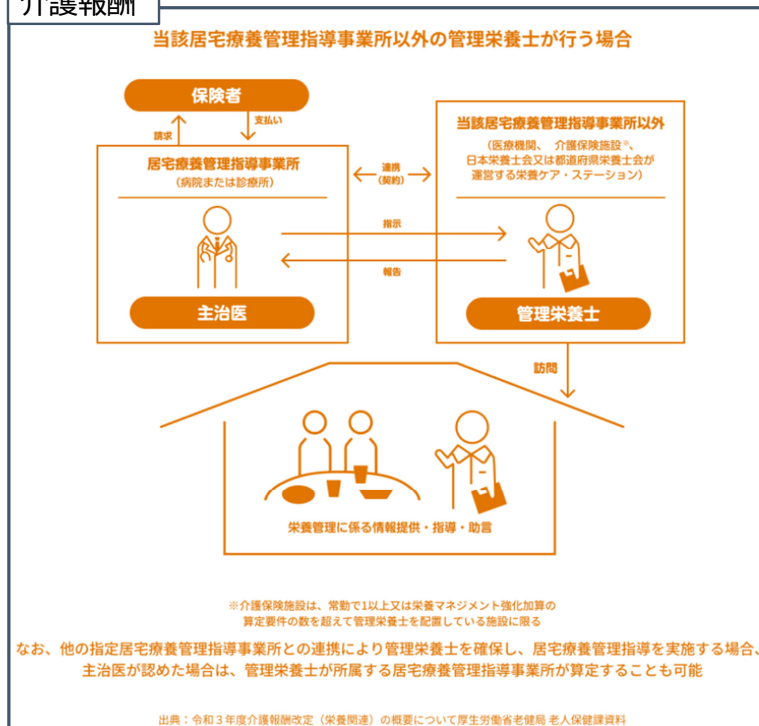
診療報酬



病院または診療所等のかかりつけ医が、奈良県栄養士会が運営する「栄養ケア・ステーション」と契約、または認定栄養ケアステーションの管理栄養士と個人契約することで、訪問栄養指導が算定できるようになります

出典：日本栄養士会ホームページ「管理栄養士がいない診療所の皆様」
(<https://www.dietitian.or.jp/carestation/clinic/>)

介護報酬



17

まとめ

在宅の健康管理を担う診療所では、病院・施設・栄養ケア・ステーション等との栄養情報の連携は、十分に進んでいない状況。

一方で、栄養情報を受け取った診療所では、療養者に対して、適切な栄養指導につなげていた。

病院や施設で受けられた栄養管理を、在宅に戻っても継続することが、療養者の健康の維持につながる。

管理栄養士のみなさまには、療養者の健康支援のために、病院・施設・在宅間での栄養情報の連携の推進をお願いします。

ご清聴ありがとうございました。

